

令和4年第1回

# 農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和4年1月31日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会総会日程

令和4年1月31日(月) 午後2時から  
深谷市役所本庁舎3階 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 議長選出

## 3. 議事録署名委員の指名

## 4. 議 事

- 1) 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 2 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 3 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 4 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 5 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について
- 8) 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 4 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下願について
- 11) 議案第 6 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 13) 議案第 8 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

## 5. 閉 会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和4年1月31日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和4年1月31日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和4年1月31日(月) 午後2時45分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	欠
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	欠
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和4年第1回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	局 長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>議席番号21番塚原委員が欠席となっております。</p> <p>従いまして、委員24人中23人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、4名の方が欠席ということで、16人中12人の出席となっておりますので、合わせてご報告申し上げます。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号15番宇野委員、議席番号16番荻野委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
	報告事項について	議 長 事務局	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。こちらにつきましては、貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、4ページまでの合計9件となります。</p> <p>引き続きまして5ページ、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロで規定されております「社団法人埼玉県農林公社」が農地売買等の事業により農地を取得する場合、「届出」により事務を進めることができるものでございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」はこのページの1件、合計1,720㎡でございます。</p> <p>続きまして6ページ、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、9ページまでの13件でございます。なお、あっせん希望につきましてはすべて「無」となっております。</p> <p>続きまして、10ページになります。報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でご</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議		議 長	<p>ございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において土地所有者本人が行う土地の権利移転を伴わない転用でございます。農地法第4条第1項第8号の届出につきましては、10ページの4件、合計面積は1,848㎡でございます。</p> <p>続きまして11ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。5条の転用届出につきましては、市街化区域内において農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。農地法第5条第1項第7号の転用届出につきましては、12ページまでの9件、合計面積は4,436㎡でございます。</p> <p>報告案件につきましては、以上となります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
進 行 状 況	議案第1号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長  事務局          議 長  議 長  議 長	<p>次に、議案書の13ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは議案書の13ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、同計画の決定を求めるものです。本日の総会でこの計画が決定されますと、令和4年2月10日に公告することにより、令和4年3月1日から利用権が設定されます。</p> <p>続きまして、14ページの利用集積計画概要表について、説明いたします。今回の案件は61件、総筆数155筆、総面積183,716㎡でございます。また、別添の「第1回深谷市農業委員会総会議案資料」の1ページに、借受人別内訳がございますのでご参照ください。</p> <p>続きまして、27ページから28ページをご覧ください。整理番号45番から48番の「期間借地」について、説明いたします。通常の利用権設定は1年を通しての貸し借りとなりますが、期間借地につきましては、麦の期間の11月1日から6月30日までの貸し借りとなります。</p> <p>それぞれ、1列目の貸付人は所有者、2列目は借受人、3列目は転貸人となります。転貸人が所有者から借り受けている農地を所有者の同意を得て、さらに麦の期間のみ借受人に貸し付けるものでございます。</p> <p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい。ただ今事務局より説明がありました本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況	議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」	議 長  事務局	次に、議案書の32ページ、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。  はい。それでは議案書の32ページ、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」を事務局より説明いたします。 整理番号1番、新戒465番1、畑、5,001㎡についてでございます。こちらは、令和3年第12回総会におきまして、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」の中でご審議いただきました営農型太陽光発電設備を設置するための区分地上権の設定についてのものでございます。このたび申請者より、営農型太陽光発電設備を設置するための5条許可申請を取り下げる旨の申し出があったことから、5条申請と同時に申請することとされている区分地上権の設定についての3条申請を取り下げたいとするものでございます。この後にご審議いただきます議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下願について」の整理番号1番が、本件の前提となる営農型太陽光発電設備の設置にかかる申請であることから、そちらの取り下げが承認されましたら合わせて処理することとしたいと考えております。 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願についての説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長  議 長  議 長	はい。ただ今事務局より説明のありました本議案につきまして、審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)  「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 本件は決することによろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)	
	議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。	
	議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長  事務局	次に、議案書の33ページ、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。  はい。それでは議案書33ページ議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の2ページから3ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので併せてご参照ください。なお、こちら別添の議案資料におきましては、農地法第3条による許可を受けるために満たすことが求められている要件につきまして、事案ごと、要件ごとに整理したものになっております。1号から7号までございまして、法律上は許可ができない場合を示しておりますため、一番右の箇所になりますが、該当しないことが許可の要件となっております。 3条は、耕作目的での農地の売買や貸借をおこなうためのもののでございまして、本日のご審議の結果をもちまして、本日付けでの処分となります。 今回お諮りするのは4件でございます。 整理番号1番、申請地:境905番1 外3筆、田が3筆3,607㎡、畑が1筆914㎡、4筆合計で4,521㎡。こちらは、市外からの参入案件でございます。

	会 議 件 名	て ん 末	
会			<p>譲受人は美里町在住で、美里町、本庄市に合わせて田1町1反弱、畑1反5畝ほどの経営地を有しておりますが、経営農地を拡大するため、今回申請地を譲り受けるものでございます。世帯労働力としては本人のみですが、農繁期には本人に加えまして親族の手を借りながら耕作を行うこととなっております。主に米を作っているようにございます。営農に関しましては、ヒアリングを実施しておりますので、後ほど委員より報告いただきたいと思いますと考えております。なお、美里町、本庄市、それぞれの農業委員会に経営地の状況を確認したところ、適正に耕作・管理がおこなわれている旨の回答をいただいております。取得後においては、田では米を、畑ではブロッコリーの作付けを考えているとのこと。</p> <p>整理番号2番、申請地：東方177番 外6筆、田7筆で合計5,483㎡。こちらの7筆のうち6筆は、現に譲受人の借受地となっております。譲受人が経営規模の拡大と長期的・安定的な耕作を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。取得後においては、麦の作付けをおこなうとのこと。</p> <p>整理番号3番、申請地：戸森753番、田501㎡。譲受人が米の生産安定を図るため、経営地に隣接する借受地を譲り受けるものでございます。なお、経営地の一部に手続き未了の堆肥盤がみられましたが、現在是正手続きが進められております。この後に、ご審議いただきます議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の整理番号6番が、本件の是正に関するものであることから、そちらの第5条の許可申請が許可相当と承認されることを条件に、許可することとしたいと考えております。</p> <p>整理番号4番、申請地中瀬975番1、畑1,096㎡。譲受人がねぎの生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。なお、ご審議いただくにあたりまして、各事案について担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議			
進			
行		議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明がありましたが、続いて現地調査を行った委員より意見を伺います。 議席番号9番吉田委員、お願いします。</p>
		吉田委員	<p>はい。3条現地調査報告をいたします。 1月13日に、私と新井安夫委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号3番の譲受人の経営地につきましては、是正対応中の農地を除いて、耕作・管理が適正におこなわれておりました。整理番号4番の譲受人の経営地につきましては、すべて耕作・管理が適正におこなわれておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断いたします。 また、整理番号1番の譲受人は、現時点で市内に経営地はありませんが、申請地は特に問題ありませんでした。 現地調査の報告は以上です。</p>
状		議 長	<p>はい。吉田委員、ありがとうございました。 続きまして、議席番号12番関根委員、お願いします。</p>
		関根委員	<p>はい。1月13日に、私と新井美津子委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適正におこなわれておりました。申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上でございます。</p>
況			

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行		議 長	はい。関根委員、ありがとうございました。 続きまして、整理番号1番につきましては、市外より新たに参入の案件となりますので、ヒアリングを行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の大澤委員、お願いします。
		大澤委員	はい。整理番号1番の譲受人の参入について報告いたします。 令和4年1月20日に、私と柴崎委員、新井安夫委員及び事務局職員で営農についてのヒアリングを行いました。 譲受人は、美里町において、主に米を生産し、直売や米屋に卸しております。もともと両親の代は、施設きゅうりなどを生産する専業農家であり、本人も会社勤めをしながら農作業を手伝っておりましたが、現在は譲受人自身が主たる耕作者となっております。不動産業との兼業ですが、個人事業であるため時間の制約はなく、農作業に従事する時間も確保できており、農繁期には弟や甥の手助けが得られているようです。申請地での耕作は、トラクター、田植機など、農業用機械を運搬車により運び込んでおこなう計画であり、ブロッコリーの生産については、榛沢地内の親戚農家に指導を仰ぎながらやっていき、美里町内の直売所で販売したい考えです。 本件については、機械類が確保されており、通作が可能と考えられ、農地の適正な耕作・管理に対する意識や意欲が感じられます。今回の参入について特に否定する理由はなく、ぜひとも営農が継続できるよう頑張ってもらいたいと思いますが、地元の委員としても適正な耕作・管理がおこなわれるよう見守っていきたいと考えております。 以上です。
		議 長	はい。大澤委員、ありがとうございました。 それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は原案どおり決することによろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
状 況	議案第4号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案書の34ページ、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を事務局よりご説明させていただきます。 議案書34ページ及び別添の総会資料4ページを併せてご覧ください。まず別添の総会資料につきまして説明させていただきます。 議案の整理番号に対応して記入しております。左から申請人、農地区分、転用該当条文、転用計画の概要、被害防除等となっております。また、転用計画の概要につきましては、今回より転用計画の内容がわかりやすいように以前のものよりも具体的に記載させていただいておりますので、参考にしてください。 では、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外のご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。



会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>本日の総会における許可申請承認につきましては、5件となっております。ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。</p> <p>整理番号1番です。申請地は柏合710番5の畑 外2筆、合計3筆822㎡であります。こちらにつきましては、昭和46年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものであります。</p> <p>整理番号2番です。申請地は東方3363番1の畑 外1筆、合計2筆300.05㎡についてであります。こちらにつきましては、親と同居しているが独立するため申請地に住宅の建築を行う申請であります。</p> <p>整理番号3番です。申請地は本郷1117番4の畑、4.92㎡についてであります。こちらにつきましては、昭和58年以前から農家住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものであります。</p> <p>整理番号4番です。申請地は針ヶ谷719番1の畑、1,960㎡についてであります。こちらにつきましては、昭和42年以前から農家住宅敷地として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものであります。</p> <p>続きまして、議案書35ページ、整理番号5番です。申請地は大谷2567番1の畑 外1筆、合計2筆1,772㎡の内0.30㎡についてであります。こちらにつきましては、平成31年に営農型太陽光発電設備の支柱等の設置を目的として許可を取得したが、継続して利用したいため更新の申請を行うものであります。</p> <p>農地法4条の許可承認申請につきましては以上5件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明がありました本議案につきまして審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
	議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>	
	議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>	
	議 案 第 5 号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請書の 取下願について」	議 長	<p>次に、議案書の36ページ、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下願について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
		事 務 局	<p>はい。「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下願について」、引き続き事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、本日の総会でご承認いただきますと市へ進達したのち、2月中に処理がなされる予定であります。</p> <p>整理番号1番です。</p> <p>新戒465番1の畑、5,001㎡の内0.70㎡についてであります。</p> <p>こちらにつきましては、令和3年第12回総会議案第73号整理番号22番にてご審議いただいた案件でございます。今回、申請者より計画の見直しを行い再度申請を行うため、申請を取り下げたいとの申し出がなされたものであります。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下願につきましては以上1件となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	はい。それでは、ただいま事務局より説明がありました本議案につきまして審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
進 行 状 況	議案第6号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書37ページ及び別添総会資料5ページと併せてご確認ください。別添総会資料につきましては、先ほどの4条と同様に転用計画の内容と記載が変わっておりますのでご確認ください。 それでは、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等権利の移動または設定を伴う、所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。 本日の総会における許可申請承認につきましては13件となっております。ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し来月の10日頃処分がなされる見込みであります。 整理番号1番です。申請地は、宿根523番1の畑、351㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 整理番号2番です。申請地は、宿根871番2の畑300㎡についてであります。譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請であります。 整理番号3番です。申請地は、折之口613番6の畑 外1筆、合計2筆1, 798㎡についてであります。譲受人は、事業規模の拡大により不足する従業員等駐車場を確保するため申請地を譲り受け、駐車場等の整備を行いたいという申請であります。 整理番号4番です。申請地は、柏合9番3の畑 外1筆、合計2筆670㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 議案書38ページ、整理番号5番です。申請地は、東方3363番6の畑、2. 25㎡についてであります。譲受人は、昭和45年から位置指定道路として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものであります。 整理番号6番です。申請地は、戸森765番の田、1, 458㎡の内409㎡についてであります。譲受人は、平成5年頃から堆肥盤として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものであります。 整理番号7番です。申請地は、岡2326番7の畑、400㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 整理番号8番です。申請地は、本郷1117番3の畑、300㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行			<p>39ページ、整理番号9番です。申請地は、瀬山382番1の畑、469㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号10番です。申請地は、武蔵野3712番3の畑 外1筆、合計2筆305㎡についてであります。譲受人は、事業規模の拡大により事業所敷地が手狭なため、申請地を譲り受け駐車場等の整備を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号11番です。申請地は、小前田666番1の畑 外1筆、合計2筆982㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため申請地を譲り受け、賃貸施設の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号12番です。申請地は、小前田1854番1の畑 外1筆、合計2筆214㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>40ページ、整理番号13番です。申請地は、荒川1849番の田、1,766㎡についてであります。譲受人は、申請地西側の福祉施設建築工事に際し不足する工事用地を確保するため申請地を借り受け、養生シートを設置した上に鉄板敷きを行い現場事務所等を設置し、令和4年8月31日までの約7カ月間一時利用したいという申請であります。なお、工事完了後には、養生シート、鉄板を撤去した後、農地復元し地権者の確認を経て返却する旨の農地復元計画書が提出されております。</p> <p>農地法5条の許可申請につきましては以上13件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。それでは事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
状 況	議案第7号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」	議 長	次に、議案書の41ページ、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	<p>はい。それでは、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」を事務局よりご説明させていただきます。 議案書の41ページをご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、農業を営んでいた者から相続、または遺贈により農地を取得し、自ら農業を営むことにより、農地としての利用が確保される場合には納税猶予の特例により相続税が免除されるものです。また対象となる農地が市街化区域の場合は20年、それ以外の区域は永年農業経営が必要になります。本日の総会において承認をいただきますと本日付けで、農業委員会で証明書を発行いたします。</p> <p>整理番号1番につきまして、こちらは被相続人の子が相続人となり、適格者証明書の申請が上がっているものです。当該相続人については、既に農業用機械等は確保されており、現在も農業に従事していることから、今後も継続して農業経営を行うことが見込</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>まれております。今回、証明を受ける農地が市街化区域内であるため、納税猶予の適用を受けてから20年間農業経営を行うことにより、納税猶予の免除が確定するものです。</p> <p>以上「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」は1件でございます。なお、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」につきまして、対象となる農地が耕作する上で支障がないことの確認として、議席番号4番 柴崎 委員が現地の確認を行いましたことを併せてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
		<p>議 長 はい。事務局より説明がありました本議案につきまして、次に、現地確認を行った委員より意見を伺います。</p> <p>議席番号4番 柴崎委員、お願ひします。</p> <p>柴崎委員 はい。それでは報告いたします。</p> <p>本議案につきまして、1月20日に納税猶予の対象となる農地の現地確認を行いました。</p> <p>整理番号1番の相続人の農地につきましては、耕作が適切におこなわれており、特に問題はありませんでした。申請者の被相続人である父親も、過去に納税猶予の適用を当農地で受けていた経緯もあり、制度をよく理解しておりました。また、農業で利用している農業機械等は既に確保しているため今後も継続して農業を行うことができる見込みが整っておりました。</p> <p>現地確認の結果、納税猶予に関する適格者証明書を発行することに支障はないと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>以上でございます。</p>	<p>議 長 はい。事務局より説明がありました本議案につきまして、次に、現地確認を行った委員より意見を伺います。</p> <p>議席番号4番 柴崎委員、お願ひします。</p>
			<p>議 長 はい。柴崎委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は原案どおり適格者証明書を発行することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は適格者証明書を発行することと決めます。</p>
	議案第8号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	<p>議 長 次に、議案書の42ページ、議案第8号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農業振興課より説明を求めます。</p> <p>農業振興課 はい。議案書42ページ、議案第8号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農業振興課より説明させていただきます。</p> <p>本議案は農地中間管理機構における農地貸借に関するものでございます。本事業における農地貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権にて農地貸借をおこないます。農地中間管理機構が農地を借り受けた後、農地中間管理機構が行う公募に応募した借受希望者に農地を配分する計画を作成し、埼玉県知事の認可をとることで貸借が成立することとなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会の意見を求めることとされていることから、議案の提出に至ったものでございます。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行			<p>農業委員会へ求める意見の内容としましては、借受者が農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響が及ぼす恐れがないか、借受者は農作業に常時従事する見込みはあるか等でございます。</p> <p>今回配分する農地につきましては、本田地区の4筆3,742㎡でございます。4筆ともすでに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行っている農地となります。先ほどの報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」の整理番号8番がそれに該当いたします。</p> <p>今まで〇〇さんが耕作されていました農地になりますが、〇〇さんが耕作をすることが体力的に難しいということになりまして、今後は△△さんに耕作をお願いし、了解を得た農地となっております。以上説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま農業振興課より説明のありました本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
議 状		議 長	<p>以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。</p> <p>これにて、議長職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、令和4年第1回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議 況			

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年1月31日

議 長                    安藤 巳喜夫

署名委員                宇野 正行

署名委員                荻野 正和